地域安全ニュース かみ

No.211

香美地区地域安全協会
地域安全アドバイザー 登 淳賀
（南国警察署香美警察庁舎内）
☎／FAX　53－1855

詐欺電話の対策をしましょう！！

特殊詐欺の電話の多くは、主に固定電話にかかってきます。

７月末までの高知県内の特殊詐欺被害は、架空料金請求詐欺１２件、還付金詐欺５件、融資保証金詐欺２件で、合計件数・被害額は１９件・約４，７００万円となっています。これは昨年１年間の被害額を超えており、危機的状況です。

全国的にも、認知件数・被害額ともに増加しており、特に、架空料金請求詐欺が増加しています。

実在する電力会社や電気協会をかたり、音声ガイダンスなどで「電話料金未納」「数時間後に停電する」などとだます架空料金請求詐欺の予兆電話が多発しています。

被害を防ぐには・・・

① 固定電話は常に留守番設定にしましょう！
② 少しでも怪しいと思ったら、電話をすぐに切りましょう！
③ ひとりで解決せずに、家族や警察などに相談しましょう！
④ 防犯機能付きの電話機を利用するのもオススメです！

１０月１４日（土）「第４０回刃物まつり」会場で、南国警察署と香美地区地域安全協会が合同で催しを行いますので、ぜひおこしください。

〇時間　１２時～１６時
〇内容
　１．防犯グッズの展示
　２．白バイ・パトカーの体験乗車
　３．キャンペーングッズの配布（３００セット）

全国地域安全運動期間

令和５年１０月１１日（水）～１０月２０日（金）

防犯に対する県民の意識と理解を深めることを目的として、今年も全国地域安全運動が実施されます。

日頃の防犯意識を再確認するとともに、できることから防犯対策をしましょう。

令和かわら版

南国警察署交通課
高齢者アドバイザー　坂本扶左
☎５２－０１１０（香美警察庁舎）

STOP！ザ・飲酒運転！

「飲んだら乗らない」
「乗るなら飲まない」
を徹底しましょう!!

（アルコールによる運転への影響）
飲酒なしと比較した場合・・・
死亡事故率7.9倍

飲酒運転四ない運動

❶ 運転をするなら酒を飲まない
❷ 酒を飲んだら運転しない
❸ 運転する人に酒をすすめない
❹ 飲酒した人の車に同乗しない

※ 四ない運動を家庭や職場、地域などに広め、飲酒運転をなくしましょう！

ハンドルキーパー運動

にご協力ください

ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店等に行く場合に、お酒を飲まずに仲間を自宅に送り届ける人のことです。

ブロック塀を点検しましょう

【問い合わせ先】　防災対策課　☎ ５２－８００８

平成３０年６月１８日に発生した大阪府北部の地震では、ブロック塀の倒壊による死亡事故がありました。国土交通省の作成した「ブロック塀の安全対策のためのチェックポイント」を参考に、ブロック塀の所有者の方は、塀の安全点検に取り組むようにお願いします。

点検の結果、危険性が確認された場合は、建築士や専門業者に相談し、すみやかに付近通行者への注意表示や補修、撤去等の対応をお願いします。

また香美市では、避難路に面した危険性のあるブロック塀の撤去等について、補助制度を設けていますのでご相談ください。

香美市ブロック塀等対策補助金

◎補助金額(上限)：２０５，０００円
◎募集期間：令和６年１月３１日まで
※ ただし、募集件数(１５件)に達し次第、受付を終了します。

ブロック塀等の点検のチェックポイント

※パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会　2013．1 をもとに国土交通省において一部変更
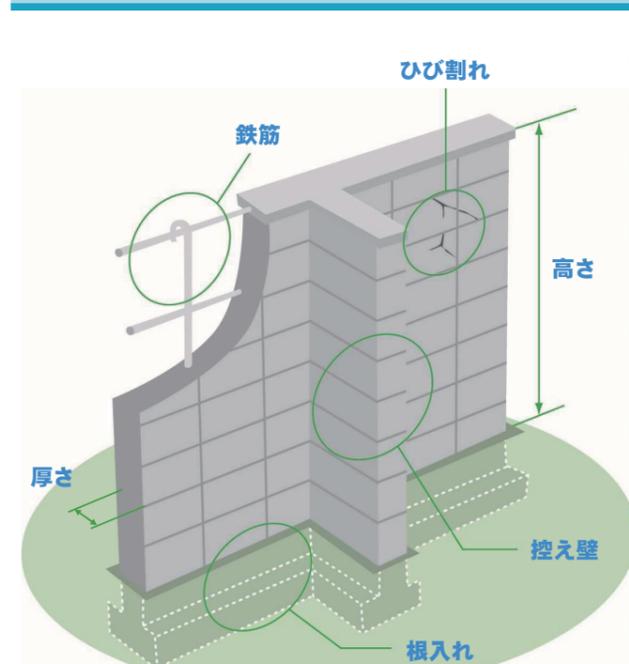
ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で１～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

☐ 1．塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

☐ 2．塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

☐ 3．控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

☐ 4．基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。

☐ 5．塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞

☐ 6．塀に鉄筋は入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも　80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合
☐ 1．塀の高さは地盤から1.2m以下か。
☐ 2．塀の厚さは十分か。
☐ 3．塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
☐ 4．基礎があるか。
☐ 5．塀に傾き、ひび割れはないか。

＜専門家に相談しましょう＞
☐ 6．基礎の根入れ深さは20cm以上か。

自転車ヘルメット補助金　申請受付中！

道路交通法の改正により、令和５年４月１日から、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されました。高知県交通安全協会香美支部では、自転車ヘルメットの購入に係る費用について、補助金を交付しています。

【補助金額】
税込４，０００円以上の自転車ヘルメット
１件につき１，０００円を交付

【申請受付期間】
１０月２日～申請者１００名に達し次第終了

【対象】
・香美市内にお住まいの方
・香美市内の事業所等に勤務されている方
※ ご本人またはご家族による申請が必要となります

【申請に必要なもの】
・領収書またはレシート（もしくは金額が確認できるもの）
※ 令和5年4月1日以降のものが対象
・居住地や勤務地が確認できるもの（健康保険証など）

【申請場所・受付時間・問い合わせ先】☎ ５２－２８２９
高知県交通安全協会香美支部（香美警察庁舎内）窓口
月～金曜日（祝日除く）
８時３０分～１１時３０分／１３時～１６時３０分